



様式第 8 号 (第 5 条関係)

平成 28 年 3 月 日

可児市議会議長 様

会 派 名 新当クラブ
経 理 責 任 者 出口忠雄



平成 27 年度政務活動費収支報告について

可児市議会政務活動費の交付に関する条例第 8 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり年度政務活動費の収支を報告します。

記

1 収 入

政務活動費 320,000円

2 支 出

(単位：円)

科 目	金 額	備 考
調査研究費		
研 修 費	183,994	セミナー受講料
広 聴 費		
資料作成費		
資料購入費		
事務所費		
合 計	183,994	

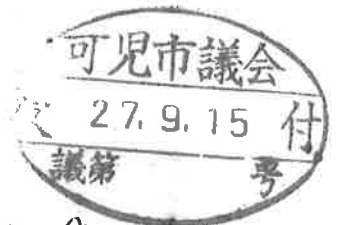
(注) 備考には、主たる支出の内訳を記載する。

3 残 額

136,006円
利息 36円
136,042円

議長	副議長	事務局長	課長	係長	書記
					

様式第10号 (第7条関係)



27年9月15日

可児市議会議長 様

会派名 新当クラブ
代表者氏名 中村悟

研修視察 (要請・陳情活動) 届出書

可児市議会政務活動費の交付に関する規則第7条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 日程 平成27年10月26日(月)

2 行先 TKPスター貸金講堂 お茶の水駅前

3 内容 議員のための議員力・議会力向上セミナー
1. 市民と自治体(議会、行政)の関係を再定義する。
2. 質問力をあげ、議会力を活かす。

4 参加者 中村悟
出口忠雄

議長	副議長	事務局長	課長	係長	書記
					



様式第11号 (第7条関係)

27年11月4日

可児市議会議長 様

会派名 新当クラブ
報告者氏名 中村 悟

研修視察 (要請・陳情活動) 報告書

27年9月15日付け届け出た研修視察又は要請若しくは陳情活動を行いましたので、その概要を下記のとおり報告します。

記

1 期 間 27年10月26日 ~ 年 月 日

2 研修視察先 (要請・陳情活動先) TKPスター-貸会議室 下茶の水駅前

3 研修視察名 (要請・陳情活動名) 議員のための議員力、議会力向上セミナー

4 参加者 中村 悟
出口 忠雄

5 概 要 1. 市民と自治体 (議会・行政) の関係を再定義する。
2. 質問力をあげ、議会力を活かす。

6 効 果 (要請・陳情活動後の見通し)
- 一般質問の際の参考になった。

6 その他の様式

平成27年10月27日

可児市議会議長 様

会派名 新当クラブ
 報告者氏名 会派 本口 忠雄

研修視察等会計報告

支 出							備 考	領収書
目	細 目	日付	明 細	単価	人数	金額		
1. 宿泊料								
(宿泊料 夕食/朝食込)								
小計								
2. 日 当								
(昼食・ その他雑費)								
小計								
3. 交通費	名鉄	10/24	株 農協観光					
	新可児白岩屋			1,220	2	3,440-	} ①	
	J.R.							
	名古屋⇔東京			2,0720	2	41,440		
	車配料金			270-		270-		
小計	45,150-							
4. その他	セミナー		株 地方議会	25,000	2	50,000	②③	
	受講料	10/26	総合研究所					
	振込手数料	9/16	岐阜信用金庫可児支店	864		864	④	
小計	50,864							
合 計						96,014		
						95,150-		

領収証

Receipt

①

Received From

新当クラブ 様

領収証No. 151005-1145-0001
ReceiptNo.

印紙税申告納
付につき神田
税務署承認済

領収金額
The sum of

¥45,150 - (JPY)

領収日 2015.10.14
Receipt date

上記の金額正に領収いたしました。
The abovementioned sum of money is duly received.

但し 10/26 新可児⇄東京往復旅費分
In payment of

入金内訳 (Form of payment)

入金内訳 (Form of payment)	金額 (Payment)
■ 現金 (Cash)	¥45,150
小切手 (Check)	
銀行振込 (Bank remittance)	
クレジットカード (Credit card)	
旅行券 (Travel ticket)	
ギフト券 (Gift ticket)	
その他 (Other)	
合計金額 (Total)	¥45,150

東京都千代田区外神田 1 - 1 6 - 8

Tour 株式会社農協観光

NOKYO TOURIST CORPORATION

発行店舗：めぐみの営業支店
(Office)

印



担当者印の無いもの並びに金額訂正のものは無効となります。

What amount of correction will be disabled as well as those with no indication personnel.

領収証

中村 悟 様

No. ②

金額

¥25,000

但 10/26 セミナー受講料として
27年10月26日 上記正に領収いたしました

内 訳

消費税額等(%)

株式会社 地方議会総合研究所

〒152-0032 東京都目黒区平町1丁目9番15号

TEL03-6912-1930 FAX03-3941-9585



領収証

出口 忠雄 様

No. (3)

金額

¥25,000

但 10/26 セミナー受講料として
27年10月26日 上記正に領収いたしました

内 訳

消費税額等(%)

株式会社 地方議会総合研究所

〒152-0032 東京都目黒区平町1丁目9番15号

TEL03-6912-1930 FAX03-3941-9585



現金・小切手・請求書 振込金 会員・会員外

振込金(兼振込手数料)受取書
 預金払戻請求書 / 預金口座振替による振込受付書(兼 振込手数料受取書)

✓印を付した
 方の文書とし
 て取扱います。

お
 知
 ら
 せ
 ●「振込金受入区分」が「現金」または「小切手」の場合は、本書を「振込金(兼振込手数料)受取書」として取扱わせていただきます。
 ●「振込金受入区分」が「払戻請求書」の場合は、本書を「預金払戻請求書 / 預金口座振替による振込受付書(兼 振込手数料受取書)」として
 取扱わせていただきます。

振込提出日 2016年 9月 16日

お振込先 信用金庫 美穂町

手数料 1.同時徴収
 2.後日自動振替扱
 振込手数料(含む消費税等) 7864円

預金種目 1.普通預金
 2.当座
 3.貯蓄
 4.貯蓄
 9.その他
 支店 1
 通座番号 1314699
 口座番号 14
 お振込金額 1314699円

お受取人 株式会社 地方議会総合研究所様

おなまえ 新当イック
 おでんわ()
 シントイック
 シントイック

- 受取人名等はカナ文字で送信いたします。
- 振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には照会等のため振込が遅延することがあります。
- 通信機器・回線の障害または郵便物の遅延などやむを得ない事由によって振込が遅延することがあっても当金庫は責任を負いません。
- ご指定の口座から預金を払戻して振込む場合、その払戻しができないときは振込はできませんのでご注意ください。

新当イック

様

岐阜信用金庫



岐阜信用金庫をご利用いただきましてありがとうございます。誠に申し上げます。今後とも当金庫をご利用くださいますようお願い申し上げます。

研修報告書

平成27年10月27日(火)
新当クラブ

講師：龍谷大学 土山希美枝

【セミナーテーマ】

『市民と自治体（行政・議会）の関係を再定義する』 1 p～6 p

『質問力を高め、議会力に活かす』 7 p～13 p

日時：平成27年10月26日(月) 9時30分～16時30分

会場：東京都千代田区神田駿河台2-1-18 常和御茶ノ水ビル2F

研修受講参加者：中村悟 出口忠雄

『市民と自治体（行政・議会）の関係を再定義する』

1. 自治（体）基本条例と議会基本条例

・自治（体）基本条例とはなにか

⇒ 2000年ニセコ町から、現在300をこえる市町村が条例を制定している。

⇒ 自治体運営の基本方針とシクミ。「まちの憲法」といわれる。

⇒ 先駆例では「自治体を制御する条例」から「自治にふみこむ条例」へ…〈市民自治〉は条例で制御されうるか。

☆「自治体基本条例」的条例：ニセコ町づくり基本条例、多治見市市政基本条例、草津市自治体基本条例。

・議会基本条例とはなにか

⇒ 2006年栗山町から、急速に広がり2015年5月には700を超えた。

⇒ 改革条例としての議会基本条例。

⇒ 政策・制度のネットワーク。

☆市民、団体、企業の自由な活動⇒「いっしょにやる」・「役割分担する領域」⇒自治体や国に責任をもって代行してもらう領域。

2. 市民と議会の関係を再考する

・都市型社会と〈政策・制度〉

⇒ 〈政策・制度のネットワーク〉があってはじめて市民生活が成り立つ社会。

⇒ 政策の担い手は多様化→市民・企業団体・政府（国・自治体）。

⇒ 市民社会セクター（市民、市民活動団体等）→政府セクター（国・自治体等）→市場セクター（企業等）⇒⇒連携・協力・緊張・競争。

⇒自治体の政府化、「政治の多元・重層化」。

☆市長に不可欠な政策・制度＝公共課題解決のための手段。

☆政策の担い手＝その課題で「困っている人」と「ほっとけない人」を核にひろがる。

☆無限の課題に取り組む無限の活動のうち一定の手続きを経たものが「政府政策」として市民の資源によって展開される。

・自治体の機能を再定義する

⇒市民から預かった資源で、市民が必要不可欠とする〈政策・制度〉を整備する。

⇒予算配分→市民が必要不可欠とする課題の解決に取り組む。

・都市型社会における議会：増大する「議論」の重要性

⇒課題は無限、資源は有限。

☆なにが「対応を必要不可欠」とする課題なのか＝なにが必要不可欠な〈制度・政策〉なのか＝優先課題を「特定する決断」。

⇒政策は、必ず複数の選択肢がある。

☆政策は、現在の課題から出発し未来の目標へ到達するための手法→未来のことである限り、「あらかじめ分かっている「正解」はない。

☆課題の解決のために「どの政策」を選び、「どんな制度」つくるのか。

☆決められる権限を持つのは、最終的には、市民の代表＝長あるいは議会。

・都市型社会の議会の機能を整理する

⇒二元代表制と機関競争主義

☆対話・議論の再評価社会にある多様な意見を「公開のヒロバ」で議論し集約→決定する。

☆「決断」が、なぜ、どういう意見を集約して行われたのか、可視化できるのは「議会」だけ。

☆多様な意見を対等な成員によって「検討するヒロバ」としての機能。

☆長・行政の「監査機能と政策立案機能」。

☆長が暴走したとき、止められるのは議会しかない。

☆では議会が暴走したときは→コントロールできるのは市民。

☆「議会改革」が示す方向性…「議論」への「市民参加」と「情報公開」
→情報公開条例。

3. なぜ基本条例か

⇒高度成長期から2000年分権改革へ。

☆都市型社会の「市民にもっとも近い政府」としての自治体。

⇒「自画像」ないし「市民との基本計画」としての基本条例。

☆「当たり前」を明文化する。

☆まちづくりと市民と自治体。

☆経験を言葉に、言葉をルールに。

⇒市民からみて⇒「私たちが自治体を制御するツール」。

⇒自治体からみて⇒「自分たちが何をどうすべきかの基本ルール」

4. 市民参加のための「対話」のしつらえ

⇒〈自治・分権〉の機構としての「議会機能」「参加・情報公開」

⇒心が折れない「市民報告会」を「しつらえる」には（活動に対して市民から評価されない…心が折れる）

☆ホワイトボードの活用→市民からの意見を書き込む。

☆市民からの意見を一般質問で取り上げる。

⇒「正しい解答はない」を前提に。

☆異なる意見A、意見Bから意見Cが生まれる→創造的で「楽しい」「いとなみの」はず。

☆「対市民経験値」の底上げを：市民との「対話・議論」を議会の強みに。

*考察

「市民と行政そして議会との関係」

市民は、誰しものが自分たちの住む街・地域で安心・安全に生活できることを願っています。

生活環境の整備、交通アクセス、買い物、医療サービス、高齢者にとっても住みやすい街。多くの人が首長（行政）に期待していると思います。

また、市民から選ばれた議員で構成される議会は、一番身近で自分たちの声・意見を聞いてくれる・伝えることができる存在です。

首長（行政）、議会は市民のために働くことは当然のことで、自治体行政と議会は其々の立場・責務を深く認識し、其々の任務を果たしていかなければならないと思います。

「首長（行政）」対「議会」は市民のために議論し市民の利益に資するためであることを改めて感じたところです。

・議会と市民の距離

※見える首長・見えない議会

※見える後援者・見えない市民

私自身、今後とも、可児市の更なる発展、一人ひとりの市民が「住んでよかった」と思ってもらえるようなまちづくりに貢献したいと思います。

『質問力を高め、議会力に活かす』

「○△を実現します」型の公約は果たされるか

・「ミニ首長」のような公約→議員になればできるのか。

⇒「実現します」保障できない。

☆議員の権能の範囲の問題。

☆できるのは議員としての政策を提案するまで。

☆ではなぜ首長的公約になるのか→議会・議員の役割が認知されていない。

⇒議員の政策を「支持」した市民はどれくらい。

☆政策・主張の正統性の問題。

・議員：一人の政治家であり、議会の一員であるという「ふたつの顔」をもつ。

⇒一般質問は義務ではない。しかし、議員の「ふたつの顔」が一致して、市政に監査機能・政策提案機能を果たす重要な機会。

〈なぜ一般質問か：一般質問の機能を考える〉

・一般質問の機能（もつ機能）

⇒すべての議員が市政に関わる全ての事を質問できる機会（議員は、市の一般事務について、議長の許可を得て質問する事ができる）

⇒所管の委員会に所属していなくとも議案にかかっていることも質問でき、自由な意見の表明もできる（委員会の質疑では、本来、意見の表明はできない）

⇒議員が、自らの行動と知見を集約し、市政の政策についてその問題点を論じ、提案できる機会であるが、十分生かされていない。

⇒議会がもつ機能を議員が果たす、「ひとりでもできる市政改革」になりうる。

⇒ 監査機能と政策提案機能をもつ（一般質問の監査機能と政策提案機能・議会の機能そのもの）

☆ 監査機能（監査質問）：自治体運営や事業の執行について、執行機関がなすべきことを適切になしているかをチェックする機能。

☆ 政策提案機能（政策提案質問）：政策（その具体化である施策・事業）について、効果の検証や手法の評価・提案、とりあげられるべき政策課題などを提起する機能。

・ 一般質問のパワーアップを目指す

⇒ 一般質問が機能していない現状。

⇒ 残念な質問、もったいない質問。

☆ 公表数字を確認するだけの質問。

☆ 論点を入れ過ぎてボヤケしまった質問。

☆ 一般質問としては個別すぎる質問。

☆ 合理的な根拠や論拠の無い批判。

☆ 国や府の政策や事業で自治体が関知できない事柄の質問。

☆ 自分自身の政治信条の演説に終始している質問。

☆ 一問一答のやりとりを続けるうちに混乱してしまった質問。

・ 一般質問が機能していない現状の背景

⇒ 議会・議員の過去のありかたの問題。

☆ 「無謬の行政」幻想によりかかる議員、議会、行政との相互依存（行政のメンツをつぶさない、もめずに通してもらおう）

※ 「八百長と学芸会」「マッチポンプ質問」の存在。

⇒ 質問力と政治力：議員一人の力は（いい質問をしても）議員数分の1以下になりうる。

・分権改革による議会の政策主体としての機能に対応する制度、(スタッフ不足)

⇒議会事務局の強化、議会図書館の再構築、内部・外部の政策スタッフの拡充。

・いい質問とはなにか、どう行うか、は各人手探り：めざす像や訓練がない。

《いい一般質問のために》

(1) 論点を具体化する。

・質問内容と目的の設定：その質問は「まちをよくするために何を問いただしている」か。

⇒抽象論では、「そのように行政もがんばっています」で終わる(論点を整理する)。

⇒政策は、事業・施策のパッケージで構成されている。どんな問題が、どの事業によって(あるいは、どの事業がないために)起こっているかを具体化(整理)する。

・その質問は、監査機能を持った「監査質問」なのか、政策提案機能をもった「政策提案質問」なのかを意識する。

・監査質問→市政運営や事業の背後にある法制度の遵法性、判断の適切性など確認する。(制度や状況の整理・確認)。

・政策提案質問→なぜその提案が求められるのか、他の課題に優先して対応すべき正統性(理由や政策目標の明確化)、実現可能性(他市事例、具体的な改善策の提示、予算などへの配慮、実際におこなう主体や部局の考慮)を形にする。

※実現のための戦略を考える。

(2) 情報を収集する。

・「困りごと」の当事者、課題の現場を特定する。

⇒現場で聞くことの重要性。

・政策をめぐる情報の類型と資源。

① 争点情報：ニュース的な〈状況情報〉、ウォッチャー型情報。

⇒市（都道府県町村）政への議員の問題意識、市民相談、新聞・雑紙報道、他自治体の動向など。

② 基礎情報：調査・統計にもとづく〈分析情報〉、行政資料型情報。

⇒自治体・国・公共機関の統計情報、地理・地勢・地図情報。争点にあわせた集約、分析。

③ 専門情報：政策開発に必要な専門的といえる〈技術情報〉、個別科学型情報。

⇒専門書・論文、専門家などの分析、解説、調査報告。

(3) 質問の作成、実施、その後。

・論点を絞り、目標を明確にする。

⇒ひとりワークショップをやってみる（箇条書き、ふせんで整理）

⇒質問の「戦略」と自己採点60%ラインの設定。

・答弁調整をどこまでやるか。

⇒「なにが問題なのか」が伝わらず、執行部と応答が噛み合わない事態は避ける（暴露型は別）。

・演台に立つときの「目線」と「姿勢」。

⇒相手としての行政と、訴えたい存在としての市民。

⇒「まちの課題」をめぐる議論という「対話」。

※問題の共有、問題意識（文脈）の共感をめざす。

⇒お礼から評価へ。

⇒「聞く力」と自己採点60%ラインの確保。

- ・一般質問の「ON」と「OFF」

〔監査質問〕

※市政運営や事業の背後にある法制度の遵法性、判断の適切性など確認する（制度や状況の整理、確認）。

〔政策提案質問〕

※提案の正統性（他の課題に優先する理由や目標の明確化）、実現可能性（他市事例、具体的提案、予算や担当部局）を形に。

⇒議場ですべては終わらない。

⇒現場の問題意識を聴く・寄り添う。

《つまり、いい「一般質問」とは、どんな質問か》

- ・監査機能、政策提案機能を果たしているか。

⇒なにが問題なのかが明確で、その論点提起に「納得」させられるか（その質問は「まちをよくする」か）。

⇒問題を「問題だ」といえる、必要な情報が入っているか。

⇒政策提案が具体的か、わがまちの状況を反映しているか。

⇒聞いて分かりやすい＝伝わりやすいか。

- ・一般質問の議論を通じて「納得」にたどりつく。

⇒「納得させる質問」をみちびく「議論という対話」。

※ただし、暴露型は別。

《質問力と議会力のあいだ》（議会の政策資源としての可能性）

- ・質問力＝情報収集、問題意識、整理・分析力、説明力、議論する力。

⇒「聞く力」をつけることの重要性。

・議員の質問力は総合的な政策形成力であり、議員の政治家としての活動と知見の集約。

・「いい一般質問」をしたとしても、市政の改善につながるとは限らない（行政を動かせるとは限らない）：一般質問が機能していないのは、議員だけのせいなのか。

⇒長をはじめとする執行部の姿勢の問題：「対話」は片方の姿勢だけでは成り立たない。

⇒「ひとりでやる一般質問」の限界。

※一般質問は「議員ひとりでやるもの」でなくてはならないものか。

《質問力から議会力へ》

・一般質問を「議場ひとりぼっち」のものにしない運用。

⇒複数の議員が同じテーマについて異なる論点や視点で質問を行う（議員間連携）。

⇒追加的に他の議員が（回数・時間を限って）することを認める（関連質問）。

⇒以前の質問内容を事前通告なしにその後の経緯など質問する事を認める（追跡質問）。

・「議員ひとりでやるもの」になっている一般質問を、議会の政策資源として活かす。

⇒一般質問のなかから「議会としてとりあげる質問」。

⇒議員間討議の素材としての活用。

⇒市民への市政の課題や論点の提供→市政と議会にたいする関心の惹起。

※市民報告会の活用：一般質問の「ネタ」が出るような、ワークショップやワールドカフェなど、対話がたの市民報告会（市民どうしの話し合いの場となるような報告会）

・一般質問に関心の素材に：議会だよりなどでの活用。

⇒議員どうして選ぶ「今議会のベスト一般質問賞」

⇒一般質問の「その後」を追跡（芽室町、昭和町）→議会だよりなどでの掲載

《議員としてなにが求められるか、議会の一員としてなにが求められるか》

・議会を見せよう、議会で魅せよう。

⇒議会が持つコンテンツは「議題」「一般質問」「議員」。

・議会像、議員像の更新と議会の再構築。

⇒議会だからできる市民参加と情報公開。

⇒自画像、目指す像としての議会基本条例。

⇒議員力としての「質問力」

⇒議員の集合から、議会としての意思形成、意思表出へ。

*考察





議会本会議での一般質問、各委員会での意見・発言に、市民は自分たちの思いを伝えてくれたのか、高い関心を持って聞き・見ていると思います。

議会・各委員会は市民のために議論されることを期待している。議会を構成する我々議員は常に緊張感を持ち、活動しなければならないと強く感じます。

2元代表制のもと行政対議会は議論を通して市民のために、健全な市政運営・議会活動に努めていかなければなりません。

今回の研修を終えて、一般質問の持つ重要性を改めて感じたところです。

今後、市民目線に立ち「いい一般質問」に心がけていきたいと思います。

議長	副議長	事務局長	課長	係長	書記
					

様式第10号 (第7条関係)



28年1月13日

可児市議会議長 様

会派名 新当クラブ
 代表者氏名 中村 悟

研修視察 (要請・陳情活動) 届出書

可児市議会政務活動費の交付に関する規則第7条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 日程 平成28年1月20日
9:30 ~ 16:30
- 2 行先 TKPスタ-貸会議室 お茶の水駅前
- 3 内容 予算・地方創生・議会のあり方集中セミナー in 東京
 1. 9:30~12:00 議会にとって民意とは?
 2. 13:30~16:30 予算と自治体議会
- 4 参加者 中村 悟

予算・地方創生・議会のあり方 集中セミナーin東京



講師紹介 金井利之

東京大学法学部教授

東京大学法学部卒。東京都立大学法学部助教授、オランダ国立ライデン大学社会科学部客員研究員、東京大学大学院法学政治学研究科助教授を経て現在、東京大学法学部及び同大学院教授として活躍。著書は、「実践自治体行政学」(第一法規)、「[改訂版]ホーンブック地方自治」(北樹出版)など多数。

1/20 (水) 9:30~12:00

議会にとって民意とは?

1. 民意とは

- (1) 切り札としての民意 (2) 民意の操作化 (3) 民意の担い手の範囲
- ### 2. 個々の住民の意思と民意
- (1) 住民の意思を集計 (2) 住民の意思を集約調整
- ### 3. 民意の型
- (1) 過半数採決による民意 (2) 合意形成による民意
- ### 4. 民意の数
- (1) 唯一の民意(民意の単数性) (2) 多数の民意(民意の複数性)

1/20 (水) 13:30~16:30

予算と自治体議会

1. 執行部予算論

- (1) 2つの流れ (2) 日本の執行部予算
- ### 2. 予算修正権
- (1) 執行部予算と予算修正権 (2) 予算への介入権限
- ### 3. 予算審議の意義
- (1) 二元代表制と予算審議 (2) 議会による予算審議
- ### 4. 決算審査・監査・評価の役割
- (1) 追認的審議と形骸化 (2) 評価重視と限界 (3) 総合計画主義

1/27 (水) 9:30~12:00

自治体議会が反映する民意

1. 自治体議会と民意

- (1) 議員の代表性 (2) 質疑・質問~首長と議会による民意~ (3) 議員間討議
- ### 2. 自治体議会は民意をいかに把握するか
- (1) 世論調査 (2) 団体の声 (3) 住民参加 (4) 住民投票
- ### 3. "地域の民意"と"全国の民意"
- (1) 空間縮尺と民意 (2) 多数派民意と合意的民意
- ### 4. 民意と代表
- (1) 地域代表と非地域代表 (2) 国民代表と自治体代表

1/27 (水) 13:30~16:30

地方創生・一億総活躍と自治体議会

1. 「日本創成」の登場

- (1) 人口減少問題 (2) 選択と集中
- ### 2. 「まち・ひと・しごと創生」への変化
- (1) ビジョン・戦略 (2) 自治体間移住論 (3) プレミアム付商品券?
- ### 3. 「生涯活躍のまち」というアイデア
- (1) 老人輸出論 (2) 日本版CCRC (3) 自治体と「生涯活躍のまち」
- ### 4. 「一億総活躍」への脱線
- (1) アベノミクス第二ステージ (2) 中身の模索



年 月 日

様式第11号 (第7条関係)

議長	副議長	事務局長	課長	係長	書記

可児市議会議長 様

会派名 新当クラブ
 報告者氏名 中村 悟

研修視察 (要請・陳情活動) 報告書

28年 / 月 / 日 付け届け出た研修視察又は要請若しくは陳情活動を行いましたので、その概要を下記のとおり報告します。

記

1 期 間 28年 | 月 20日 ~ 28年 | 月 20日

2 研修視察先 TKPｽﾌﾟｰｲﾝｸﾞ会議室 本奈の水馬駅前
(要請・陳情活動先)

3 研修視察名 予算・地方創生・議会のあり方集中セミナーin岐阜
(要請・陳情活動名)

4 参加者 中村 悟

5 概 要 ・ 議会にとって民意とは?
・ 予算と自治体議会

6 効 果 (要請・陳情活動後の見通し) 日常の市民の皆様からの意見要望に対し、冷静に対応できるようにする。

平成 年 月 日

可児市議会議長 様

会派名
報告者氏名

新当 777"

伊村 悟

研修視察等会計報告

支 出							備 考	領収書
目	細 目	日付	明 細	単価	人数	金額		
1.宿泊料 〔宿泊料 夕食/朝食込〕								
	小計							
2.日 当 〔昼食・ その他雑費〕								
	小計							
3.交通費	名古屋→東京	1/20	往復	21,780	1	21,780	4.5.6 123	
	新可児→名古屋	"	"	1,720	1	1,720	74	
	小計 23,500							
4.その他 受講料	地方議会	1/20	セミナー 受講料	25,000	1	25,000	88	
	総合研究所							
	小計 25,000							
合 計						48,500		

領収書

④

Receipt
 領収年月日 2016.-1.13 様
 金額 ¥10,890 (消費税等込み)
 上記金額確かに領収いたしました
 購入商品 JR乗車券類 JR tickets
 (60419 1枚)
 東海旅客鉄道株式会社
 名古屋駅
 名古屋MV710発行 00420-02

印紙税申告納
 付につき名古屋中村
 税務署承認済

⑤ ③

領収書-No 39
 窓口-No 16
 領 収 書

金額 ¥10,360円
 「消費税等込み」

但し、乗車券類として

上記金額確かに領収致しました

2016年 1月13日
 東海旅客鉄道株式会社

ご利用いただきましてありがとうございます

印紙税申告納
 付につき名古屋中村
 税務署承認済

名古屋駅

現金出納社員



⑥ ③

領収書-No 64
 窓口-No 316
 領 収 書

金額 ¥530円
 「消費税等込み」

但し、乗車券類として

上記金額確かに領収致しました

28年 1月20日
 東海旅客鉄道株式会社

ご利用いただきましてありがとうございます

印紙税申告納
 付につき名古屋中村
 税務署承認済

東京駅

現金出納社員

印

領収証

⑧

⑨

No _____

中村 悟様

平成28年 1月20日

金額 **¥25,000**

内
 消費税等

現金	

但 1月20日セミナー受講料として
 上記正に領収いたしました

収入印紙 〒152-0032

東京都目黒区平町1-9-15

株式会社 地方議会総合研究所



係

支払証明書

金額	1,720 円		支出年月日	11 28 年 1 月 20 日
支出先	住所			
	氏名	名鉄		
領収書を 徴し得な かった理 由	自動発券機利用のため ⑦ ⊕			
備考	新可児駅 ↔ 名古屋駅			

上記のとおり支払いをしたことを証明します。

平成 28 年 1 月 28 日

会 派 名 新当クラブ
 代表者氏名 中村悟 印
 (経理責任者) 中口忠雄 印
 (議員名)

研 修 報 告 書

日 時 平成 28 年 2 月 20 日 午前 9 時 3 0 分～午後 4 時 3 0 分

場 所 TKP スター貸会議室お茶の水駅前 2 階 カンファレンスルーム 3

内 容 午前 9 時 3 0 分より 議会にとって民意とは？
午後 1 時 3 0 分より 予算と自治体議会

参加者 中 村 悟

第1講 議会にとって民意とは

はじめに

自治体議会は民意を反映すべきである。

しかし、「議員は民意を反映していない」、「議会・議員は何をしているのか？」等、批判を受けている。また、議員からすれば現実の具体的な住民の意思が、適切・妥当とは思えない場合もある。

以上の様な状況が現状である。

1 民意とは

(1) 「切り札」としての民意

自治体、政府の意思決定の正当性は何に求めるのか？自治体は民意に沿った意思決定をする義務を負う。従って意思決定を批判するときは「民意に沿っていない」と言い、賛成するときは「民意に沿っている」と言う。しかし、本当の民意は何なのか観測・測定することは困難である。多分に水掛け論となり、これは、権力を持つ自治体為政者に有利である。

① 民意と言う評価基準

民意は自治体行動に対する<評価>の役割を担っている。

民意が評価基準となりえるのは自治体が民主主義＝住民自治原理に則って成り立っているからで、独裁・宗教・君主制国家では評価基準にならない。民意と熱狂・狂信・洗脳・詐欺とは違うものと考えられる。

② 民意以外の評価基準

経済・雇用、平和・安定・秩序、科学的知識等々。民主主義の下では、評価基準自体を民意によって決めなければならない。

(2) 民意の操作化（具体的に見える化）

① 世論調査

具体的設問などによって、民意の具体的姿を操作化して具現化したもの。

2つの意味

- 1) 万人が明確に認識できるように具現化・明示化する。
- 2) 「民意」と称するものを作為的に製造する。その意味で「捏造」の危険あり。
 - ・設問による動向の操作化の危険
 - ・回答結果の解釈による操作化の危険

世論調査の結果は、設問に対する回答者の反応の集積に過ぎず、同一の回答者の同一の設問に対する回答の動向に意味がある。

② 論調

マスコミなどでの論調や論壇は、世論のあり方を反映しているといわれる。

政治家や行政は論調を気にしている。

論者の意思を反映するに過ぎなく、論者と民意が沿っている保証はない。

③ 選挙

「選挙で民意（信）を問う」という表現があるが、選挙でいかなる民意が示されたのか全く不明。

投票と当選の乖離

民意として示されたものは単なる投票行動

選挙制度による操作が著しい歪みをもたらす。

当選者と民意の乖離

具体的な政策についての是非を問わない。

争点をぼかした選挙を行い民意を得たという。

投票行動の操作化

選挙も争点化によって結果が変わる。

しがらみ、買収などによって結果はかわる。また、膨大な選挙運動資金に支えられた選挙はいかがわしい。低投票率の選挙で民意が具現化できるのか？

(3) 民意の担い手の範囲

民意と言う時の「民」とは？

有権者、次世代、法人、外国人いろいろある。

機関としての有権者集団と、民意の担い手の範囲は違う。

2 個々の住民の意思と民意

(1) 住民の意思を集計

個々人の意見を集計すれば民意と言えるのか？たとえば選挙での投票数、世論調査は先に述べたように民意と言っているのか疑問。

(2) 住民の意思を集約調整

民意とは個々人の単発の意見の集計ではなく、特定の仕方で集約、調整したものであるという考え。特定の手法とはどんな方法なのか？集約できないときは最終段階ではやはり採決か？

3 民意の型

(1) 過半数採決による民意

① マジョリタリアン＝デモクラシー

民意は意思決定の切り札である以上1つに確定することが重要で、単純多数決ならず1つに決まる。しかし、特別多数の場合には、すべての選択肢が否決され、決定できないことが生じる。

② 決定の不確定性

多数決も操作化方法によって結論が変わる。

採決方法によって結果が変わるとなると採決方法で揉めることになる。

(2) 合意形成による民意

① コンセンサス＝デモクラシー

全員合意（拒否権の付与）、特別多数決

合意的民意では採決はありえないと考えることもできる。

議論・異論・反論が続く限り決定しない。

② 全会一致の危険

同調圧力による異論封殺等単純多数決よりかえって危険。

4 民意の数

(1) 唯一の民意（民意の単数性）

① 切り札としての唯一の民意

多数派民意の極意は過半数によって一意に民意が確定されることだが、民意が複数ある場合確定できない。その場合、切り札としての効果がない。

例 辺野古基地問題のように国と自治体の民意が異なる

② 民意と非民意

外交関係、国と自治体関係などは民意に従うことは不可能

民意は唯一でも、民意のみで決定・調整することはできないこともある。

感想

この講座で民意とは何か？明快な答えを期待して参加しました。民意についての分析がいろいろなされましたが明快な答えは見つかりませんでした。しかし、私なりに「民意は1つではない。正しい民意。間違った民意はない。」ということが再確認できた。議員は、議員それぞれが各々の意見（民意）を議会に持ち寄り、協議を重ねる中で集約していくことが仕事である。多くの意見（民意）を披露し、調整していく過程が議会の存在価値であり、民意と称する意見、批判にあまり過敏に反応することも考えものである。

可児市議会は、どれだけ民意が披露されているだろうか？私は、披露しているだろうか？反省。反省。

第2講 予算と自治体議会

はじめに

議会不信や議会への無関心は著しい。なぜ議員不信になるのか。議員は権力がないから。心の底では信頼していなくても、権力を持つ人に対しては、期待を寄せざるを得ない。従って、力のある首長には「不信」を表明することができない。

権力の源泉の1つに予算査定権がある。議会がこれを持てば議会・議員に対して不信があっても表明できない。しかし、住民に対する何のメリットもなく、予算査定権を要求しても単に議会のエゴイズムと批判される。

1 執行部予算論

(1) 議会予算

民主主義を前提にすれば、民選議会が全権を持つのが当然で、予算編成も議会が行うべきである。何故できないか。

- ① 膨大な予算編成作業を支援する職員がいない。
- ② 膨大な予算編成は分業になるので、全体としての予算の意思決定ができない。議会は合議制で、独任制ではないので、最後の統括・決済する人がいない。
- ③ 議会が予算編成・議決をしても執行するのは執行部と職員で、執行部は執行しないサボタージュをすればいい。

以上3点があげられる。

(2) 議会予算編成の意義

議会が予算編成に関わると住民にとって何がよくなるのか

- ① 議会が予算編成に関わることの意義
 - 1) 首長個人の嗜好で左右される首長査定より多くの議員による決定の方が多様な民意に対する配慮が行き届く。
 - 2) 予算に議員も責任を負う。
 - 3) 議会が過大な予算編成・議決をしても執行部が執行しなければいい。
 - 4) 判断能力が向上する。

予算議決権を議会・議員が握ることで、議会・議員は相当に大きな影響量を有している。予算審議に積極的に関与して、住民にメリットを示すことが、議会にとっては重要である。

感想

議員は、予算に対して大きな影響力があることを自覚し、積極的に予算審議に向かうことが重要である。結果、議員・議会の評価が上がっていく。改めて確認した。また、議員も予算に責任を持つという重要なことをよく考えないといけない。反省。反省。



様式第10号 (第7条関係)

28年2月12日

議長	副議長	事務局長	課長	係長	書記

可児市議会議長 様

会派名 新当757"
 代表者氏名 中村悟

研修視察 (要請・陳情活動) 届出書

可児市議会政務活動費の交付に関する規則第7条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 日程 平成28年2月18日
9:30 から 16:30まで
- 行先 TKPガーデンシティ京都
- 内容 議員定数、議員報酬マスター講座 in 京都
9:30~ 議員報酬について
13:30~ 議員定数について
- 参加者 中村悟

議長	副議長
川合	伊藤

事務局長	課長	係長	書記
福	田	山	熊澤 由本 渡邊



様式第 11 号 (第 1 条関係)

28年3月2日

可児市議会議長 様

会派名 新当クラブ

報告者氏名 中村 悟

研修視察 (要請・陳情活動) 報告書

28年2月12日付け届け出た研修視察又は要請若しくは陳情活動を行いましたので、その概要を下記のとおり報告します。

記

1 期 間 28年2月18日 ~ 28年2月18日

2 研修視察先 (要請・陳情活動先)

TKPがデンシティ京都

3 研修視察名 (要請・陳情活動名)

議員定数・議員報酬マスター講座 in 京都

4 参加者

中村 悟

5 概 要

9:30~ 議員報酬について

13:30~ 議員定数について

講師 廣瀬和彦

6 効 果

(要請・陳情活動後の見通し) 今後の特別委員会での参考にしたい

可児市議会議長 様

会派名 新当クラブ
 報告者名 中村 悟

研修視察等会計報告

支 出							備 考	領収書
項 目	細 目	日付	明 細	単 価	人 数	金 額		
1.宿泊料								
宿泊料								
夕食/朝食込								
小計								
2.日 当	食費	2/18	かつくら	1,560	1	1,560		10
昼食・その他	(昼食)							
雑費								
小計	560-							
3.交通費	名鉄	2/18	新白根・石橋	1,720	1	1,720	往復	10
	JR東海	2/11	石橋→京都	5,600	1	5,600		11
	JR西日本	2/18	京都→石橋	5,600	1	5,600		12
小計	12,920							
4.その他	研修	2/18	セミナー 受講料	25,000	1	25,000		9
小計	25,000							
合 計						49,480-		

領収証

9

No. _____

平成 28 年 2 月 18 日

中村 悟 様

金額 **¥25,000**

内
消費税等

現金

但 2月18日セミナー受講料として
上記正に領収いたしました

収入印紙

〒152-0032

東京都目黒区平町1-9-15

株式会社 地方議会総合研究所



係

領 収 書

No. 53150243225

28年 2月11日

中村 悟 様

金額		百万		千	4	5	6	0	0	円
----	--	----	--	---	---	---	---	---	---	---

11

但し 乗車券類

印紙税申告納
付につき名古屋中村
税務署承認済

上記金額確かに領収いたしました 「消費税等込み」

東海旅客鉄道株式会社

可児駅 現金出納社員 印

ご利用いただきましてありがとうございます

乗車券 (幹)

名古屋 → 京都
經由:名古屋・新幹線・京都
2月18日から 2日間有効
¥2,590

28.-2.11 可児駅MR発行
50096-02 (3-) C22

新幹線特急券

名古屋 → 京都
2月18日 (8:25発) (9:01着) C15
のぞみ 201号 全席禁煙 12号車16番E席
¥3,010

N02800

28.-2.11可児駅MR (3-) 50096-01

①関係

(12)

領 収 書
 Receipt
 領収年月日 2016.-2.18
 金額 ¥5,600 (消費税等込み)
 上記金額確かに領収いたしました
 購入商品 JR乗車券類 JR tickets
 (50103 1枚)
 西日本旅客鉄道株式会社
 京都駅
 京都駅MK305発行 60104-02

印紙税申告納
付につき大淀
税務署承認済

2016年 2月18日(木)

領 収 証

様

¥1,560-

現金 ¥1,560 (消費税等 115円を含みます)

(13)

但し、お食事代として
 かつら 京都駅ビルThe Cube店
 京都市下京区烏丸通塩小路下る京都駅ビルTheCube11F
 TEL: 075-365-8666

担当者



* 財布等で保管戴く場合、印紙面で内側に折って保管願います。 0001-4281

支払証明書

金額	1,720. 円	支出年月日	平成28年2月18日
支出先	住所		
	氏名	名鉄	
領収書を徴し得なかった理由	自動発券機を利用のため		
備考	交通費 新河見⇔名古屋 往復 ⑩		

上記のとおり支払いをしたことを証明します。

平成28年2月19日

会派名 新当クラブ
 代表者氏名 中村 悟
 (経理責任者 出口 忠雄)
 (議員名 印

研 修 報 告 書

日 時 平成28年2月18日
9:30~16:30

場 所 TKPガーデンシティ京都（桔梗）

内 容 講師 廣瀬和彦
9:30~ 議員報酬について
13:30~ 議員定数について

出席者 中 村 悟

内 容

はじめに

議員報酬については、市民の関心が非常に高い問題である。しかし、実際には議員の報酬がいくらなのか知らない人が多い。そうした市民の声に過敏に反応することは危険である。あまり下げすぎて議員を目指す人がいなくなっている。

また、報酬と定数を同時に考えている所があるが、全く別のこと（定数は、市民の意見を聞くための相応の数の問題）であり、区別して考えるべきである。

議員報酬について

1 意義

報酬とは、一定の役務の給付の対価として与えられる反対給付のこと

以下、報酬に関し様々な観点から検討する。

* 議員報酬決定要因

- ①各団体の議会活動状況
- ②財政事情
- ③住民所得水準
- ④類似団体との比較均
- ⑤世論の動向

* 特別職報酬等審議会における参考基準

- ①近年における消費者物価上昇率
- ②人口、財政規模等が類似している他の地方公共団体の特別職の職員の給与月額
- ③過去における特別職の職員の給与改定の状況
- ④一般職職員の給与改定の状況
- ⑤議会費の前5カ年の一般財源構成割合および報酬を引き上げた場合における平年度ベースの構成割合の増加見込
- ⑥当該地方公共団体の議員報酬月額総額の住民一人当たり額と類似地方公共団体のそれとの比較
- ⑦議会議員の活動状況（審議日数）

* 地方公共団体の組織全体との均衡

平成22年から平成25年比較

議員報酬総額 - 9.5%、市町村長給与総額 - 8.2%、職員給与総額 - 9.2%

平均議員数 - 6.2%、一般職員総数（人）- 3.9%

報酬、人数両面から議員の減が一番進んでいる。

* 議員報酬の改正経緯

昭和21年以前の府県制、市制・町村制の時代は名誉職。

昭和21年になり府県制等の改正が行われ、名誉職員制度が廃止され、初めて議員について報酬の支給規定が設けられた。

行政の複雑化やそれに伴い議員活動にも費用が掛かること。

* 議員報酬の特殊性

地方制度調査会において議員報酬は勤務日数に応じて報酬を支給するとの原則を除外。

議員報酬を規定するにあたって国会議員との均衡が考慮されたこと並びに国会議員の歳費とおおむね同様の考え方で議員報酬が支給されてきた実態があったため。

歳費＝生活給、地方議員の報酬とは異なる。

* 諸外国との議会の権限比較

外国と比べて日本の議員報酬は高いという批判がある。

外国の議会とはその権限が全く違う。外国は権限が少ない。

* 諸外国の議会の報酬

基本的に名誉職であり報酬は0。

2 平成20年法改正において歳費としなかった理由

歳費と言う名称は年棒といった性格、色彩を強く帯びるものであると考えられ、地方議会の議員には町村議会等の小規模団体の議会議員も含まれていることから、議員報酬についても年棒といった性格、色彩を強く帯びるような名称を用いることは必ずしも実態にそぐわないと考えられた。

* 議員報酬（市議会）

市区議会議員報酬の平均（813市区）41.8万円

* 市議会議員専門化の推移

平成21年 31.6%、平成27年 40.5%

専門化が進んでいる。

* 市議会議員年齢構成

平均年齢58.2歳（平成27年）

50歳代 27.0%、60歳代 42.1%、70歳代 10.6%で高齢者の率が高い。

*市議会議員男女比率

男 85.6%、女 14.4% (平成27年)

女性の比率が上がっていない。広範囲の意見の反映には女性議員の比率が増えることは重要である。

*市議会議員競争率と報酬

報酬が800万円以上で競争率が高くなる。やはり報酬は、800万円程度必要。

*報酬に対する市民アンケート

明石市 議員報酬に対する評価 60.2%が多い。議員報酬の認知度 90.4%が知らない。

横手市 現在の社会情勢からみると高すぎる。65.1%

*五木村での取組み

8割を毎月支給、2割を成果報酬とした。

評価は、議長が任命する5人でつくる評価委員会が年度末に評価。

評価委員の選定に疑問。議長の委員会介入により失敗。

*白老町での状況

多様な町民の意見が反映されるよう幅広い年齢、階層からの立候補を進めるため報酬を大幅に引き上げることを検討してきたが見送りとなった。

選挙向けの報酬に関する提案は止めるべき。

*小値賀町議会

若手議員を増やそうと50歳以下の議員の報酬をアップするとして、月18万から30万に上げる条例を可決したが、候補者は現職と元職だけで50歳以下はいない。

*欠席・懲罰議員に対する議員報酬の取扱い

戸田市、栄町、久留米市、所沢市で減額又は支給停止の条例がある。

*議員報酬の取扱い

議長・副議長・議員の報酬が1つの条例に規定されている場合 議会運営委員会

議員のほかに執行機関の特別職の給与等が含まれて規定されている場合

総務常任委員会

3 議員報酬算定の基準方式

① 市制への貢献度を把握し、それをもとに議員報酬を定める考え方
市制への貢献度をどのように評価するのか困難。

② 執行部職員の給与を基準とする考え方

かつて昭和37. 11. 21行政局長内閣で都道府県議会の議員報酬について、都道府県の部長級の間程度を適当とする考えが示された。

また、昭和44. 2. 5に市議会議長会が議員報酬を市長給の概ね2分の1に該当する課長級を最低基準とすることが適当であるとの考えを示す。

③ 国会議員の歳費を基準とする考え方

国会議員の歳費は国会法35条により一般職の閣下公務員の最高の給料額より少ない額と規定

国家公務員の最高の給料額 119万8千円

国会議員 129万4千円

衆議院議員と市議会議員会期日数等比較 (25年中)

	衆議院議員	市議会議員	市議会議員/衆議院議員
会 期	211日	86.8日	41.1%
本会議開催日数	57日	23.1日	40.5%
日数			
常任委員会開催	23.4日	12.7日	54.3%
日数			
平均			42.1%

計算式

国会議員の歳費 ÷ 一般職の公務員の最高の給料額 × 市議会議員の最高の給料額
= 地方議会議員の報酬額

又は

国会議員の歳費 × 0.421 (国会議員の職務執行日数 ÷ 市議会議員の職務執行日数) = 地方議会議員の報酬額

④ 日当制を根拠に支出する方法 (矢祭町)

議会に一回出席ごとに3万円実費支給

(3万の根拠 課長職平均日給4万4772円の7割)

⑤ 当該団体の長の給与額を基準とする考え方 (講師おすすめの考え方)

長給料平均 848,000円 議員報酬平均 414,000円

議員報酬/長給料 49.1%

長給与額基準方式

$$\begin{array}{r} \text{市長の給与} \times \frac{\text{議員の活動日数 (議員報酬として算定できる日数)}}{\text{長の活動日数 (長報酬として算定できる日数)}} = \text{議員報酬} \end{array}$$

- ・議員も長も共に公選により就任する特別職であり、対等の立場で当該団体の重要機能を分担し、ともに住民に対して政治責任を負う地位にある等その身分、性格が類似。
- ・議員報酬は、当該団体の諸般の事情を総合的に考慮し決定することが適当と考えられるが、一般的にこれらの事情は、長の給料額の決定の際すでに考慮しつくされていると認められること。

⑥ 比較方式

人口規模、財政規模の類似する類似都市の議員報酬を集め当該議員報酬との割合の平均値とり当該地方公共団体の議員報酬にかける。

⑦ 議会費を固定化して定数と報酬を考える方法

当該議会費の範囲内に収まるように議員定数と報酬を考える。

感想

当議会においても議員報酬について検討がなされている。個人的には変える必要があるのか疑問である。様々な報酬額の決め方や課題について知ることができた。

本会議や委員会といった明確に活動がわかる議会活動でなく、日常生活の中で多くの人と交わり住民の「生」の声を聴くという議員活動が重要であると考えている。しかしながら、そういうところが住民の皆さんには理解されないところが残念である。

議員は、4年ごと選挙があり当選するかどうかわからない、辞めてからも年金がないなど不安定な身分である。このことから議員の専門率が上がっていることや、報酬減、定員減が進んでいることはたいへん不安を感じる。議員はもっと自分の活動に自信を持ち堂々と報酬を受け取ればよいと思う。

議員定数について

1 意義

議員定数とは議会議員の総定数をいう。

合議体であることから3人以上の構成員が必要。

2 平成23年法改正の理由

議会制度の自由度を高め、議会機能を充実・強化させる見地から考える必要あり。

すなわち、法定上限制度はもはや不要であり、廃止すべきである。

法改正前に人口比例方式が使用されていたのは、議員が住民の声を反映するものである以上、住民の数が多くなれば多くなるほど、それに比例して住民の意見の種類も多くなると考えられるから、これを議会に反映させるべき任務を担う議員の数も多くする必要があるから。

3 議員定数条例の提案権

議員数を定める条例案については、長及び議員のいずれもが提案できる。

長による提案（名古屋市、防府市）、直接請求（帯広市）、住民投票（山陽小野田市）

4 定数を考えるにあたっての要件

① 合議体としての議会の能率的な運営

多すぎても意見がまとまらない。少なすぎると多くの住民意見が反映されない。

② 多数の住民が推す優れた人材の選出

若手の選出が難しい。

③ 地方公共団体の組織全体との均衡

地方公共団体の職員総数の削減に比べ、議員の削減が進んでいる。

④ 議会の権能を発揮できる組織体

・議事機関としての権能

委員会審議の活性化（適当な委員数が必要）

・立法機関としての権能発揮

政策提案、意思決定に専門的な知見が必要。

事務局の充実。法制担当職員の配置。弁護士採用。大学の専門的知見の活用。

いずれの方法も実際には採用されていない。

・監視機関としての権能発揮

市民意見が反映されているか。意思決定が難しい。

5 議員定数に関するアンケート結果

① 議員数の認知

知らない 46.5%～70.0%

② 議員数に対する評価

多い 42.3%～98.3%

③ 住民が議会・議員に望む役割

豊田市

市及び市民の利益となるような政策の提言を行う	45.1%
市民の意見・要望を聴く機会を設ける	42.9%
市民生活で困っていることなどの相談相手となる	39.1%

那覇市

議会の審査機能の向上、政策提言機能の強化	77人
市民の声が反映できる懇談会や意向調査	132人
議員数・報酬などの検討	139人

④ 平成21年～平成26年までの市議会議員平均定数推移状況

平成21年 平均定数 26.4人、平成26年 平均定数 24.4人

市議会議員人口段階別平均議員数 (平成26年)

5万未満	17.9人	40～50万未満	40.7人
5～10万未満	21.9人	50万以上	46.9人
10～20万未満	26.5人	指定都市	61.2人
20～30万未満	32.5人		
30～40万未満	37.6人		

⑤ 議員定数を考えるに当たっての留意点

1) 歳出に占める議会費の割合

市決算に占める議会費の割合

H21	0.58%	H24	0.62%
H22	0.56%	H25	0.59%
H23	0.71%		

・各市決算に占める議会費の割合

政令市	0.26%	特例区	0.60%
特別区	0.58%	一般市	0.78%
中核市	0.52%		

2) 定数減数に係る監視機能への影響

定数削減～監視機能低下～定数削減要求～定数削減
負の悪循環

3) 面積及び人口に係る多様な住民意見の議会への反映の可否

⑥議員定数の基準

- 1) 常任委員会数方式
別紙資料
- 2) 住民自治協議会方式
住民自治協議会数×最低1人の議員を選出＝議員総数
1票の格差の問題
- 3) 人口比例方式
国勢調査における人口数÷議員1人当たりの住民代表数＝議員総数
- 4) 議会費固定化方式
- 5) 類似都市との比較方式
- 6) 面積・人口方式

感 想

報酬についてと同様、様々な考え方があることを知った。定数については、「住民の意見を反映できる」ということが基本であることを再確認した。議会の機能からすると委員会審議が活発にでき、意思決定が計られやすい数の委員会数、委員数を基準に考えるべきかと考える。市民の意見を市政に反映するという議員の仕事を、着実に努めることが重要である。改めて議員の仕事を確認することになった。

(14) 議員定数の基準

- ②人口比例方式
- ③住民自治協議会方式（または小学校区方式）
- ④議会費固定化方式
- ⑤類似都市との比較方式（人口規模・財政状況）
- ⑥面積・人口方式

① 常任委員会数方式 市常任委員会数(H26年中)

【4-1】条例で定めた常任委員会の数

(平成26年12月31日現在)

	1委員会	2委員会	3委員会	4委員会	5委員会	6委員会	7委員会	8委員会	平均
5万人未満 (262市)	4市 1.5%	65市 24.8%	161市 61.5%	28市 10.7%	4市 1.5%	0市 0.0%	0市 0.0%	0市 0.0%	2.9委員会
5～10万人未満 (267市)	0市 0.0%	14市 5.2%	180市 67.4%	64市 24.0%	8市 3.0%	1市 0.4%	0市 0.0%	0市 0.0%	3.3委員会
10～20万人未満 (156市)	0市 0.0%	3市 1.9%	55市 35.3%	83市 53.2%	12市 7.7%	3市 1.9%	0市 0.0%	0市 0.0%	3.7委員会
20～30万人未満 (45市)	0市 0.0%	0市 0.0%	4市 8.9%	38市 84.4%	2市 4.4%	1市 2.2%	0市 0.0%	0市 0.0%	4.0委員会
30～40万人未満 (26市)	0市 0.0%	0市 0.0%	0市 0.0%	18市 69.2%	6市 23.1%	2市 7.7%	0市 0.0%	0市 0.0%	4.4委員会
40～50万人未満 (23市)	0市 0.0%	0市 0.0%	0市 0.0%	13市 56.5%	8市 34.8%	2市 8.7%	0市 0.0%	0市 0.0%	4.5委員会
50万人以上 (14市)	0市 0.0%	0市 0.0%	0市 0.0%	2市 14.3%	9市 64.3%	3市 21.4%	0市 0.0%	0市 0.0%	5.1委員会
指定都市 (20市)	0市 0.0%	0市 0.0%	0市 0.0%	1市 5.0%	7市 35.0%	10市 50.0%	1市 5.0%	1市 5.0%	5.7委員会
全市 (813市)	4市 0.5%	82市 10.1%	400市 49.2%	247市 30.4%	56市 6.9%	22市 2.7%	1市 0.1%	1市 0.1%	3.4委員会

7委員会：熊本市、8委員会：横浜市。

下がるかな

6~8人

☆人口段階別の常任委員数(H25.4現在)

5万未満	7.08人
5～10万	7.39人
10～20万	7.65人
20～30万	8.35人
30～40万	9.19人
40～50万	9.50人
50万以上	9.28人
政令市	10.95人

☆市委員会(7～11人)からの人口段階別議員数(H26.12.31)

5万未満	7人	2.9	20.3人	17.9人
5～10万	7.5人	3.3	24.8人	21.9人
10～20万	8人	3.7	29.6人	26.5人
20～30万	8.5人	4.0	34.0人	32.5人
30～40万	9人	4.4	38.7人	37.6人
40～50万	9.5人	4.5	42.8人	40.7人
50万以上	10人	5.1	51.0人	46.9人
政令市	11人	5.7	62.7人	61.2人
平均	7.7人	3.4	26.2人	24.4人

